

GCA FAS News

June 2020

Vol.47



For Client's Best Interest



GCA FAS

無形資産評価における事例分析

【本号の内容】

1. はじめに
2. 調査対象
3. 調査結果
4. おわりに

GCA FAS 株式会社

1. はじめに

PPA(Purchase Price Allocation)とは、M&A 実施後に行わなければならない会計上の手続きで、買収価格を、獲得した資産・負債に配分する手続きです。PPA によって、どのような資産・負債をいくらで手に入れたのかを明確にすることで、M&A 実施の目的や意図を表現することができます。

PPA では、既に B/S に計上されている資産・負債に係る公正価値評価だけでなく、B/S に計上されていない一定の要件を満たした無形資産を新たに認識することも求められています。超過収益力の源泉と言われるものの、直接的に算定できない単純差額であるのれんではなく、合理的に算定された価額(公正価値)の無形資産が計上されることで、買収価格の妥当性に対する説明責任を果たす一助となります。

また、のれんとのれん以外の無形資産で会計処理が異なるため、その後の経営成績に与える影響も異なってきます。具体的には、国際財務報告基準(IFRS)において、のれんは非償却である一方、のれん以外の無形資産は原則として償却の対象となることや我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(J-GAAP)において、のれんとのれん以外の無形資産で償却期間が異なることなどがあげられます。これらによって、減価償却費などに差異が生じます。

J-GAAP でも 2008 年から無形資産が識別可能なものであれば原則として識別して資産計上することが求められており、無形資産を計上・開示する実務が増えてきました。また IFRS では従前より無形資産を計上することが求められています。そこで、本稿では、実際の M&A 案件において、どのような無形資産が、どの程度の償却期間及び金額で計上されているのかという観点で調査した結果を解説します。

なお、文中、意見にわたる部分は筆者の個人的な見解となります。

近年、無形資産を計上・開示する実務が定着

2. 調査対象

本調査は、J-GAAP または IFRS に準拠して作成された有価証券報告書のうち、決算日が 2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの期間のものを対象としています。対象期間のうち、無形資産の内容が明示されているものを集計した結果、無形資産 206 件(101 社)を本調査の対象としています。

<図表1 無形資産の調査対象>

買い手の業種	対象	買い手の業種	対象
機械	10件 (4社)	卸売業	14件 (7社)
ゴム製品	4件 (2社)	不動産業	1件 (1社)
食料品	4件 (3社)	輸送用機器	8件 (4社)
電気機器	28件 (9社)	陸運業	0件 (0社)
その他製品	3件 (1社)	金属製品	3件 (2社)
サービス業	26件 (16社)	保険業	0件 (0社)
化学	23件 (10社)	鉄鋼	3件 (2社)
銀行業	3件 (1社)	倉庫・運輸関連業	0件 (0社)
医薬品	7件 (5社)	非鉄金属	0件 (0社)
情報・通信業	28件 (14社)	非公開	0件 (0社)
小売業	10件 (4社)	その他金融業	2件 (1社)
繊維製品	6件 (4社)	建設業	1件 (1社)
ガラス・土石製品	6件 (2社)	石油・石炭製品	5件 (2社)
精密機器	9件 (5社)	パルプ・紙	2件 (1社)
		全業種合計	206件 (101社)

3. 調査結果

(1) 種類

IFRS では、無形資産がマーケティング、技術、芸術、顧客、契約の 5 つに区分されて例示されています。本調査の対象期間に計上された主要な勘定科目を集計した結果が図表 2 となります。なお、名称に多少の差異はあるものの、内容が同一と考えられるものは主要な勘定科目に名寄せしています。

<図表2 無形資産の計上例>

マーケティング関連の無形資産		技術関連の無形資産	
商標権	28件	仕掛研究開発	5件
商標関連資産	1件	特許権	1件
マーケティング関連資産	2件	ソフトウェア	29件
芸術関連の無形資産		技術関連資産	
著作権	2件	その他	5件
顧客関連の無形資産		契約関連の無形資産	
顧客関連資産	87件	販売権	2件
受注残	5件	契約関連資産	5件
コア預金	1件	既存契約	2件
その他	3件	フランチャイズ契約	2件

具体的な勘定科目名称が付されることもあります、「〇〇関連資産」等の集約された形式での開示も多く見受けられます。

また、認識される無形資産の区分については、業種ごとに特徴があります。業種別の無形資産からは、当該業種にとって M&A が何を目的として実施されているのかが窺えます。

図表 3 は、調査対象 23 業種から 2 業種(情報・通信業、サービス業)を選定し、本調査の対象である無形資産が認識された件数を区分ごとに集計した表です。

<図表3 情報・通信業、サービス業の無形資産計上>

	情報・通信業		サービス業	
	件数	比率	件数	比率
無形資産計上件数	28件	-	26件	-
マーケティング関連	2件	7.1%	2件	7.7%
技術関連	12件	42.9%	3件	11.5%
芸術関連	2件	7.1%	0件	0.0%
顧客関連	11件	39.3%	19件	73.1%
契約関連	1件	3.6%	2件	7.7%

情報・通信業において、無形資産計上件数 28 件のうち、技術関連の無形資産の件数が 12 件(42.9%)と高くなっています。これは、ソフトウェアなど技術関連資産が情報・通信業にとって重要な競争力の源泉であるため、他の企業が有する技術関連資産を取得するために M&A が実施されていると窺えます。

認識される無形資産は、業種ごとに特徴がある

例えば、情報・通信業は技術関連の無形資産が多く、サービス業は顧客関連の無形資産が多い

一方、サービス業においては、無形資産計上件数 26 件のうち、顧客関連の無形資産の件数が 19 件(73.1%)と多くなっています。サービス業においては情報・通信業とは異なり、一般に、特殊な技術よりも顧客とのリレーションの強度が競争力の源泉と考えられており、他の企業が有する顧客リストや顧客との契約関係等を取得するために M&A が実施されていると窺えます。

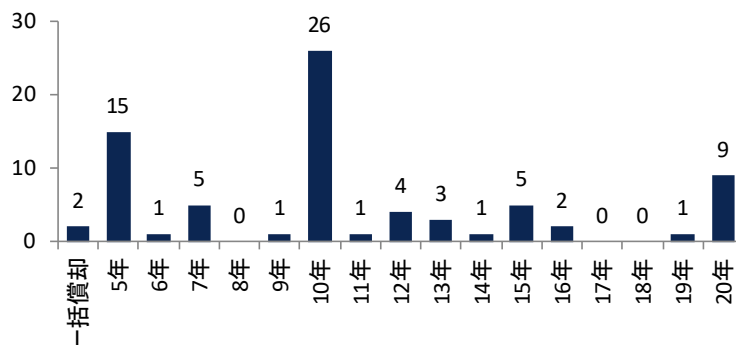
(2) 償却期間

① のれん

今回の調査対象のうち償却年数が明示されている 76 件の償却期間分布を図表 4 に記載しています。なお、IFRS ではのれんは規則的な償却を行わず、減損テストの対象となることから、以下は J-GAAP を適用している企業の事例を対象としたものとなります。

<図表4 のれんの償却期間分布>

(単位:件数)



のれんの償却年数は 10 年とするケースが多くみられる

単純差額であるのれんは、5 年、10 年、20 年の償却期間が多く使用されています。10 年の償却期間が使用されているのれんは 26 件(34.2%)となっています。

のれんについては、会計基準上「20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する」とされており、償却期間について明確な規定はありません。のれんを巡っては、国際会計基準審議会 (IASB) が 2020 年 3 月にのれんの事後的な会計処理等に関するディスカッション・ペーパーを公表し、コメントを募集するなど、IFRS での会計処理について議論がなされています。また、企業会計基準委員会 (ASBJ) は、2017 年 6 月に「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチを提出し、米国基準での非公開企業は 10 年内でののれん定額法償却を選択可能なことや中小企業向け IFRS では 10 年内でののれん償却を要求していること、学術論文の研究結果から償却期間の最大値を 10 年とすることを提案しています。償却期間がのれんの効果の及ぶ期間という経営者の見積もりによるなかで、10 年を償却期間の目安とするケースが多いと推察できます。

② 無形資産

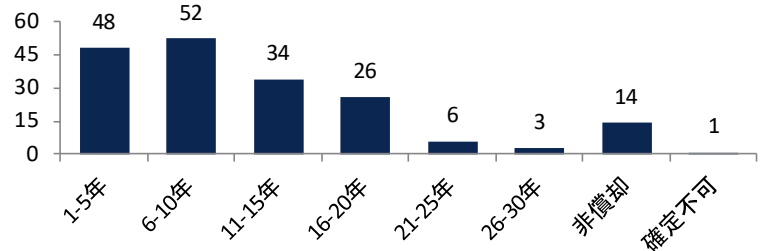
次に、認識された各無形資産の償却期間について5年ごとに分類し、図表5及び6に記載しています。なお、償却期間の集計にあたっては、償却期間が「8-15年」等の期間で開示されている場合には、中央値を採用しています。償却期間について記述がなかったものは図表5では、N/Aとして集計しており、図表6以降の償却期間分布からは除外しております。

＜図表5 無形資産別の償却期間分布＞

償却期間	マーケティング関連	技術関連	芸術関連	顧客関連	契約関連	計
1-5年	3件	26件	0件	16件	3件	48件
6-10年	7件	16件	2件	26件	1件	52件
11-15年	3件	9件	0件	21件	1件	34件
16-20年	2件	2件	0件	21件	1件	26件
21-25年	2件	1件	0件	2件	1件	6件
26-30年	0件	0件	0件	1件	2件	3件
非償却	9件	5件	0件	0件	0件	14件
確定不可	1件	0件	0件	0件	0件	1件
N/A	4件	7件	0件	9件	2件	22件
計	31件	66件	2件	96件	11件	206件

＜図表6 無形資産全体の償却期間分布＞

(単位:件数)

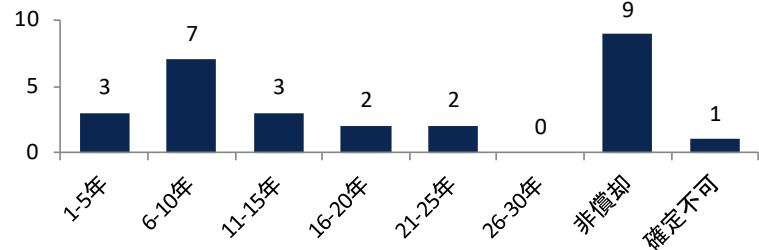


のれんの最長償却期間である20年以内の償却期間が使用された無形資産は160件(87.0%)あり、一方で、非償却と選択された無形資産は14件(7.6%)あった

本調査の結果では、のれんの最長償却期間である20年以内の償却期間が使用された無形資産は160件(87.0%)あり、一方で、非償却と選択された無形資産は14件(7.6%)ありました。次図表以降では、各無形資産別の償却期間について確認します。

マーケティング関連の無形資産は、相対的に非償却の無形資産が多い

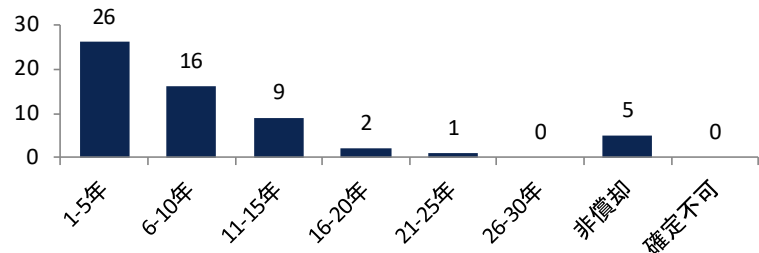
＜図表7 マーケティング関連の無形資産の償却期間分布＞ (単位: 件数)



図表7は、マーケティング関連の無形資産の償却期間分布です。非償却である9件(33.3%)は商標権です。日本における商標権の法的保護期間は10年ですが、更新可能なので実質的には無期限です。商標権の評価にあたり、利用可能期間(経済的耐用年数)を実質的に無期限と評価した場合に非償却となることが考えられます。

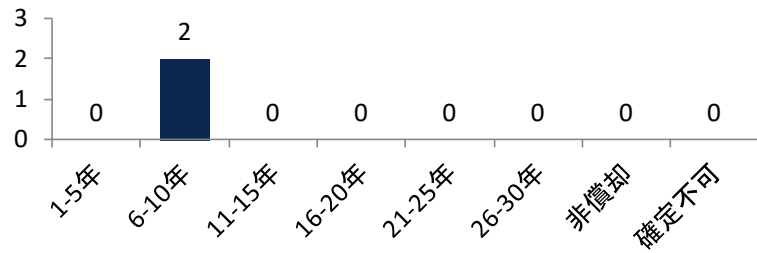
技術関連の無形資産については、使用可能状態にないことから非償却とされている仕掛研究開発が見られた

＜図表8 技術関連の無形資産の償却期間分布＞ (単位: 件数)



図表8は、技術関連の無形資産の償却期間分布です。技術関連の無形資産として計上される主な勘定には、ソフトウェアや仕掛研究開発があります。日本におけるソフトウェアの償却期間は会計処理に関する実務指針上、市場販売目的であれば原則3年以内、自社利用であれば原則5年以内とされており、本調査でも償却期間1-5年のソフトウェアが23件見られました。なお、IFRSではソフトウェアの償却期間について明確な記述はありませんが、1-5年の償却期間を採用しているケースが多く、実務上日本における会計処理に関する実務指針を参考にしていると推察できます。仕掛研究開発5件は、使用可能な状態にないことから「非償却」とし、減損テストの対象とされています。これらについては、使用可能な状態になってから、他科目に振り替え、その時点から見積耐用年数にわたり、償却するとされているものが見られました。

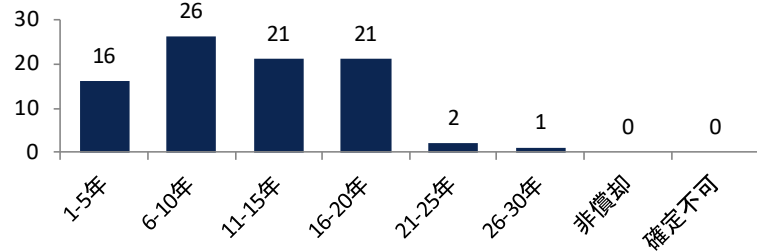
<図表9 芸術関連の無形資産の償却期間分布> (単位: 件数)



図表 9 は、芸術関連の無形資産の償却期間分布です。芸術関連の無形資産として計上された勘定は著作権がありました。これはゲーム開発事業を行っている会社を買収したときに計上したゲーム著作権でした。

顧客関連の無形資産については、多くの場合で 20 年以内の償却期間が使用されている

<図表10 顧客関連の無形資産の償却期間分布> (単位: 件数)



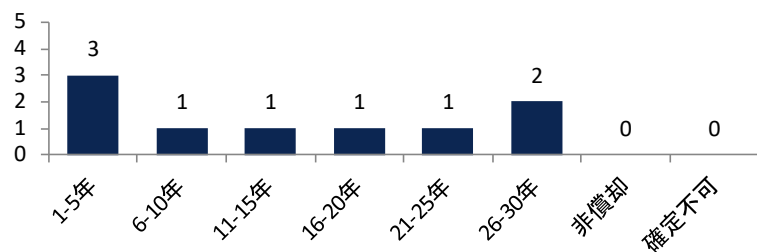
図表 10 は、顧客関連の無形資産の償却期間分布です。本調査においては、償却期間が 20 年以内の無形資産が 84 件 (96.6%)あり、多くの場合で 20 年以内の償却期間が使用されています。

*1 超過収益法とは、当該無形資産から生み出すことが期待される売上から営業費用及び税金を差し引くとともに、当該無形資産以外の資産が寄与したとみなされる利益(キャピタルチャージ)を差し引いて利益を算定し、当該利益を割引率(期待収益率)で割り引いた現在価値の合計額を当該無形資産の評価額とする方法です。

顧客関連の無形資産は超過収益法(*1)により算定することが多く、既存顧客からもたらされる売上(利益)は時の経過に伴い経済的価値が減少するものと考え、顧客減少率を使用して算定されません。顧客減少率は個々の企業や契約で異なり、顧客減少率が低いほど償却期間は長くなります。

契約関連の無形資産は契約形態によって償却期間が区々となっている

<図表11 契約関連の無形資産の償却期間分布> (単位: 件数)



図表 11 は、契約関連の無形資産の償却期間分布です。契約関連の無形資産は、契約形態によって償却期間は区々となります。

(3) 計上額

*2 被取得企業の時価純資産が負の場合を除く
 *3 ここでは、のれんも100%ベースに換算し、また無形資産も繰延税金負債控除後の推定値にするなど、一定の前提を置いた上でのシミュレーションになっている点に留意

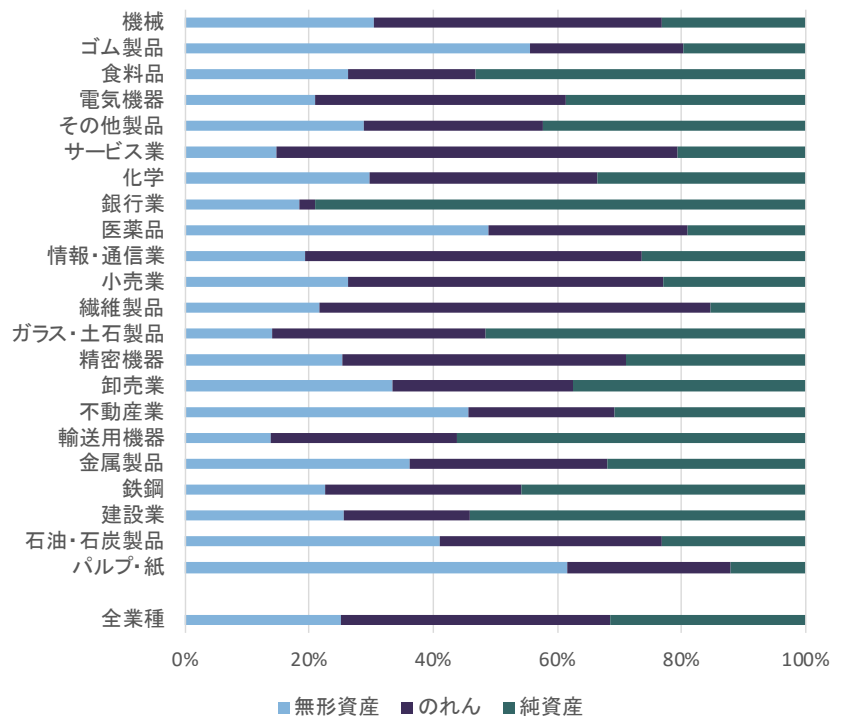
今回の調査範囲での買収対価に占めるそれぞれの比率は、無形資産は25%、のれんは43%、純資産は31%であった

図表12は本調査の対象とした無形資産が認識された案件(*2)において、無形資産・のれん・純資産が買収対価(100%ベース)(*3)に対し、それぞれどの程度の割合で計上されたかを業種別に示しています。

サービス業は無形資産の割合が低い一方、のれんの割合が高くなっています。銀行業も無形資産の割合が低い一方、こちらは純資産の割合が高くなっています。無形資産の割合が高い業種としては、ゴム製品・医薬品・パルプ・紙があげられます。こういった業種では特定の無形資産の取得を目的としたM&Aが多く実施されているのではないかと推察されます。

全業種平均での買収対価に占める無形資産の認識割合は25%、のれんは43%、純資産は31%でした。この点に関して、J-GAAPとIFRSでの大きな差は見られませんでした。

<図表12 PPAの比率>



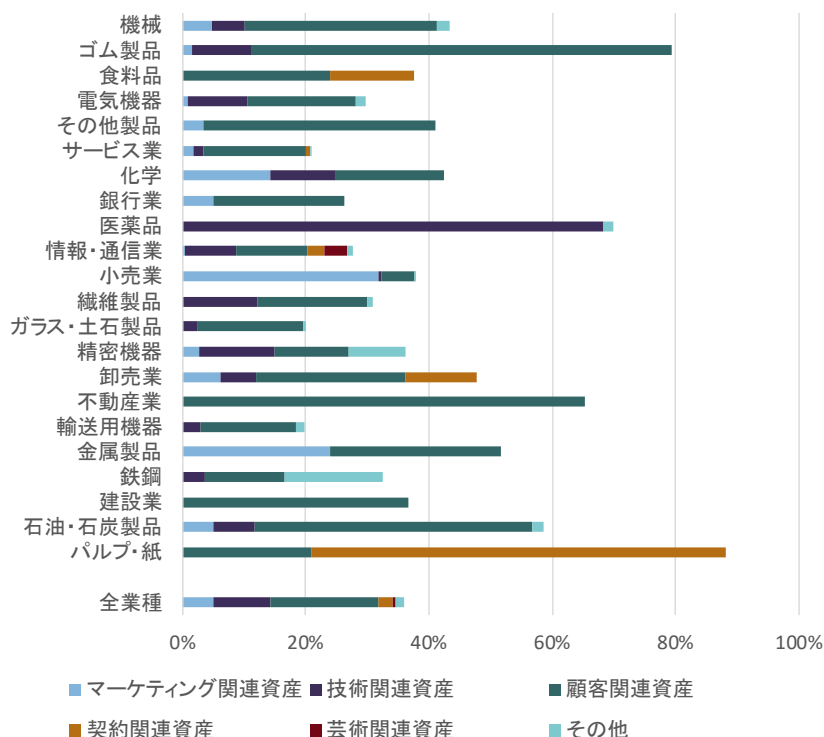
無形資産のなかでは、顧客関連資産が多く計上されるケースが多いが、業種により顧客関連資産以外が多く計上されることもある

図表 13 は個々の無形資産が買収対価(100%ベース)に対し、それぞれどの程度の割合で計上されたかを業種別に示しています。

業種ごとにばらつきがあるものの、顧客関連資産が多く計上されるケースが多く、M&A の目的として顧客基盤の開拓があげられることが窺えます。

顧客関連資産以外の割合が高い業種もあります。例えば、仕掛研究開発が多く計上されている医薬品は技術関連資産の割合が高くなっています。小売業はマーケティング関連資産の割合が高くなっていますが、これは商標権が多く計上されているためです。医薬品においては優れた研究開発が、小売業においては消費者から広く認知されたブランドがそれぞれの業種の競争力の源泉となっており、M&A の目的としてこれらを補強することを据えていると推察できます。

<図表13 個々の無形資産の買収対価(100%ベース)に占める割合>



4. おわりに

上記調査結果のとおり、PPAにより多くの無形資産が認識されており、また、認識された無形資産は法的保護期間や経済的実態に即した償却期間が使用されています。のれんと無形資産で違いがあるため、説明責任の観点からも、会社経営の観点からも、PPAは重要な手続きであると言えるでしょう。

なお、弊社では2016年にも同様の無形資産評価の事例分析を実施(*4)しておりますが、当時と比べるとM&A件数が増加しているだけでなく、無形資産を認識している事例が多くなっている印象を受けます。M&A実務に無形資産評価の実務がより浸透してきていることが窺えます。

PPAで識別される資産・負債の時価は、強制売買取引や清算取引ではなく、いわゆる独立第三者間取引に基づく公正な評価額であり、通常、それは観察可能な市場価格に基づく価額ですが、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額が時価となります。

PPAで識別される無形資産については、一般的に観察可能な市場価格が存在しない場合が多いため、専門的な手法に基づき、時価を合理的に算定する必要があります。

無形資産評価を含むPPAを自社で内製することも不可能ではありませんが、独立第三者間取引に基づくという客観性や、合理的に算定するための高い専門性が必要となります。さらには、PPAをM&A以後1年以内に実施することが求められており、時間的な制限も存在します。そのため、実務上、PPAは外部の専門家に依頼することが多いです。弊社にはPPAに精通したメンバーが在籍していますので、PPAの検討に際して是非ご相談いただければと思います。

*4 詳細は、2016年11月号のGCA FAS Newsをご覧ください。

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FASはいかなる責任、義務も負いません。

お問い合わせ:

GCA FAS 株式会社

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL: 03-6212-1850 (代表)

E-mail: info@gcafas.com

<http://www.gcafas.com/>